

# 令和8年度

## 松尾地区まちづくり委員会

### 第1回総会資料

#### 議案

議案第1号	令和8年度松尾地区まちづくり委員会役員(案)について	1頁
議案第2号	松尾地区まちづくり委員会規約の一部を改正する規約の制定について	2～4頁
議案第3号	松尾地区まちづくり委員会表彰規定の一部を改正する規定の制定について	5頁
議案第4号	令和8年度松尾地区まちづくり委員会事業計画(案)について	6～14頁
議案第5号	令和8年度松尾地区まちづくり委員会会計予算(案)について	15～22頁
議案第6号	令和7・8年度松尾地域協議会委員の推薦(案)について	23頁

#### 参考資料

令和8年度松尾地区まちづくり委員会の活動に係る保険について	24～25頁
松尾地区まちづくり委員会規約	26～31頁
松尾地区まちづくり委員会会計規定	32～35頁
松尾地区まちづくり委員会表彰規定	36～37頁
まちづくり委員会から推薦する地域協議会委員に関する内規	38頁
松尾地区まちづくり委員会総会代議員名簿	39頁
令和8年度松尾地区まちづくり委員会の行事の日程について	別紙
第3次松尾地区基本構想「やらまいか松尾」について	別紙



議案第1号

令和8年度 松尾地区まちづくり委員会役員（案）

- 1 松尾地区まちづくり委員会規約第7条第2項の規定により選任することの承認を求めます。

役職	氏名	区	備考
会長	平澤 勇治	明区	

※規約第7条第2項 会長は、会員の中から総会において選任する。

- 2 松尾地区まちづくり委員会規約第7条第3項の規定により選任することの承認を求めます。

役職	氏名	区	備考
副会長	恩田 嘉博	清水区	
副会長（会計）	松田 昌二	八幡町区	八幡町区長兼務

※規約第7条第3項 副会長は、会員の中から会長が指名し、総会において選任する。

- 3 松尾地区まちづくり委員会規約第7条第4項の規定により選任することの承認を求めます。

役職	氏名	区	備考
基本構想推進担当参事	恩田 嘉博	清水区	副会長兼務

※規約第7条第4項 基本構想推進担当参事は、会員の中から会長が指名し、総会において選任する。

- 3 松尾地区まちづくり委員会規約第7条第6項の規定により承認を求めます。

役職	氏名	区	備考
地域振興部長	齊藤 満士	明区	明区長兼務
健康福祉部長	小澤 康茂	常盤台区	

※規約第7条第6項 部長は、それぞれの部の構成員の中から部会において選任し、総会において承認を受ける。

- 4 松尾地区まちづくり委員会規約第7条第7項の規定により同意を求めます。

役職	氏名	区	備考
監事	平栗 信吾	久井区	
監事	久保田 賢	水城区	

※規約第7条第7項 監事は、会長が総会の同意を得て選任する。

【参考】

地域コミュニティ部長、地域安全部長、環境衛生部長及び青少年健全育成部長は任期中（令和7年度・8年度）のため変更なし。

公民館長は再任する。

※規約第7条第5項 公民館長は、社会教育法第28条に定める教育委員長が任命した松尾公民館長をもって当てる。

議案第 2 号

松尾地区まちづくり委員会規約の一部を改正する規約の制定について

松尾地区まちづくり委員会規約の一部を改正する規約を下記のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 26 日提出

松尾地区まちづくり委員会  
会長 平澤 勇治

記

松尾地区まちづくり委員会規約の一部を改正する規約（案）

松尾地区まちづくり委員会規約の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「地域コミュニティ部」を「地域振興部」に、同項第 2 号中「地域振興部」を「地域コミュニティ部」に改める。

別表 1 中

「

部会名	部会の所管活動	構成団体及び代議員の選出基準	構成人数
地域コミュニティ部	・松尾地区自主防災会 ・組合加入の促進 など	地域コミュニティ部 代議員（2） 部長・副部長	12 人
地域振興部	・道路河川等基盤整備 ・治水対策等 ・土地利用 ・地域コミュニティの振興 ・産業振興 ・地域協力団体との連携 など	区長会 代議員（12） 区長	12 人
地域安全部	・交通安全推進啓発活動 ・防災、防火、防犯活動 ・交通安全施設の設置要望及び管理 ・子供の安全を守る活動 など	地域安全部 代議員（4） 部長・副部長	36 人 以内

」

を

「

部会名	部会の所管活動	構成団体及び代議員の選出基準	構成人数
地域振興部	・道路河川等基盤整備 ・治水対策等 ・土地利用 ・地域コミュニティの振興	区長会 代議員（12） 区長	12 人

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業振興</li> <li>・地域協力団体との連携 など</li> </ul>		
地域コミュニティ部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松尾地区自主防災会</li> <li>・組合加入の促進 など</li> </ul>	地域コミュニティ部 代議員（2） 部長・副部長	12人
地域安全部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全推進啓発活動</li> <li>・防災、防火、防犯活動</li> <li>・交通安全施設の設置要望及び管理</li> <li>・子供の安全を守る活動 など</li> </ul>	地域安全部 代議員（4） 部長・副部長	24人 以内

に、

「

部会名	部会の所管活動	構成団体及び代議員の選出基準	構成人数
青少年健全育成部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年健全育成活動</li> <li>・補導活動</li> <li>・子育て支援事業 など</li> </ul>	青少年健全育成会 代議員（4） 会長・副会長	25人
公民館育成部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習活動</li> <li>・地区公民館活動</li> <li>・分館活動推進 など</li> </ul>	松尾公民館 代議員（7） 館長・分館長正副会長・ 委員長	106人 以内

を

「

部会名	部会の所管活動	構成団体及び代議員の選出基準	構成人数
青少年健全育成部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年健全育成活動</li> <li>・補導活動</li> <li>・子育て支援事業 など</li> </ul>	青少年健全育成部 代議員（4） 部長・副部長	25人
公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習活動</li> <li>・地区公民館活動</li> <li>・分館活動推進 など</li> </ul>	松尾公民館 代議員（7） 館長・分館長正副会長・ 委員長	106人 以内

に改める。

#### 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

松尾地区まちづくり委員会規約 新旧対照表

改正案	現 行	備考
<p>(組織)</p> <p>第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、「総会」、「企画会議」、「推進会議」及び次の各部を置く。</p> <p>(1) <u>地域振興部</u></p> <p>(2) <u>地域コミュニティ部</u></p> <p>(3) 地域安全部</p> <p>(4) 環境衛生部</p> <p>(5) 健康福祉部</p> <p>(6) 青少年健全育成部</p> <p>(7) 公民館</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、「総会」、「企画会議」、「推進会議」及び次の各部を置く。</p> <p>(1) <u>地域コミュニティ部</u></p> <p>(2) <u>地域振興部</u></p> <p>(3) 地域安全部</p> <p>(4) 環境衛生部</p> <p>(5) 健康福祉部</p> <p>(6) 青少年健全育成部</p> <p>(7) 公民館</p>	<p>組織の見直し</p>
<p>別表1 (第13条及び第25条関係)</p> <p>【上記改正案のとおり】</p>	<p>別表第1 (第13条及び第25条関係)</p> <p>【上記改正案のとおり】</p>	<p>組織の見直し</p>

### 議案第3号

## 松尾地区まちづくり委員会表彰規定の一部を改正する規定の制定について

松尾地区まちづくり委員会表彰規定の一部を改正する規定を下記のとおり制定する。

令和8年3月26日提出

松尾地区まちづくり委員会  
会長 平澤 勇治

### 記

#### 松尾地区まちづくり委員会表彰規定の一部を改正する規定（案）

松尾地区まちづくり委員会表彰規定の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「総務部」を「本会」に改める

別表2の表中「青少年健全育成会長」を「青少年健全育成部長」に改める。

#### 附 則

- この規定は、令和8年4月1日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は令和7年4月1日から、改正後の別表2の規定は令和6年4月1日から適用する。
- この規定の施行前に青少年健全育成会長であった者が引き続き青少年健全育成部長として在職した場合における通算期間は、当該者が青少年健全育成会長に就任した時点からの通算期間とする。

#### 松尾地区まちづくり委員会表彰規定 新旧対照表

改正案	現 行	備考				
(表彰の時期) 第5条 (略) 2 表彰の実施に当たっては、 <u>本会</u> が担任するものとする。	(表彰の時期) 第5条 (略) 2 表彰の実施に当たっては、 <u>総務部</u> が担任するものとする。	組織の見直し				
別表2 (第2条第1項第1号イ関係) <table border="1"><tr><td>役職</td></tr><tr><td><u>青少年健全育成部長</u>及び同支部長以上</td></tr></table>	役職	<u>青少年健全育成部長</u> 及び同支部長以上	別表2 (第2条第1項第1号イ関係) <table border="1"><tr><td>役職</td></tr><tr><td><u>青少年健全育成会長</u>及び同支部長以上</td></tr></table>	役職	<u>青少年健全育成会長</u> 及び同支部長以上	組織の見直し
役職						
<u>青少年健全育成部長</u> 及び同支部長以上						
役職						
<u>青少年健全育成会長</u> 及び同支部長以上						

## 令和8年度 松尾地区まちづくり委員会 重点目標（案）

少子化・高齢化が急激に進行し、日本全体が人口減少時代に突入する中であって、松尾地区は、先人の努力により、飯田市内でも有数の暮らしやすい地区として発展し、活気ある地区となっています。

飯田市においては、リニア関連道路やリニア駅周辺整備の基本計画が策定されるなどリニア中央新幹線開通に向けた準備が順次進められており、三遠南信自動車道の全線開通と併せ、高速交通網を活用した「リニア時代」が現実のものとして迫ってきていることを実感してきています。

このような状況にあって、松尾地区では個性的で存在感があり安心して住み続けられる地域づくりを着実に進めるために、令和2年度には第3次松尾地区基本構想を策定し、その実現に向け地域が一丸となって積極的に取り組んでいるところです。地域の皆様と一緒に昨年度実施した基本構想の中間評価をふまえて、この松尾地区がさらに良くなるよう、第4次基本構想の策定に向けた礎の構築を図りたいと考えております。

また、子育て分野においては地域の子どもは地域で育てるという信念を持って、これからの松尾を担う大切な子どもを安心して生み育てられる環境整備を進め、あわせて積極的な教育支援等も行っていくために、各教育機関との連携を大切にしながら情報の共有を図ってまいります。さらに、時代に即した自治活動や、地区内の治水事業・交通整備等地域内の課題解決に向けた取り組みと自治活動組織の改革改善を推進し、活発な地域コミュニティの構築を目指します。

松尾地区まちづくり委員会は、このような思いを込めて、次の重点目標を掲げ、各々が協力連携し、全ての地区民の思いを大切にしながら、今年度の活動を推進していきます。

## 令和8年度 松尾地区のまちづくり 重点目標 ～第3次松尾地区基本構想から～

### ◎あなたと一緒につくる私たちのまち

- ・松尾への地域愛の醸成
- ・多様な価値観が共存する、新時代の地域コミュニティの創造
- ・住んで良かったな、と思えるまちへの進化

### ◎安全でゆとりのある生活空間の創出

#### 鳩ヶ嶺八幡宮や天竜川を活かした新たな交流の促進

- ・リニア時代に向けた伊那谷の交通ネットワーク体系における地域内道路網の整備
- ・通学路、生活道路の安全の確保
- ・高齢者にやさしい移動方法の確立
- ・地域資源を活用した心ゆさぶる観光の推進
- ・工業、地上産業の活性化

### ◎豊かな自然と共存し きれいで住みやすいまち

- ・積極的な空き家の活用
- ・ふるさとの川や里山について「学び」「守り」「親しむ」
- ・住民一人ひとりがゴミの分別・減量化の意識を持ち、きれいなまち
- ・歩行者に配慮し、交通事故のない安心して暮らせるまち
- ・ご近所同士のコミュニティを大切に、犯罪が起きないまち
- ・防災意識を高め、住民一人ひとりが助け合えるまち

### ◎人と人がつながり 心身ともに健康な あたたかいまち

- ・いつまでもいきいきと暮らせる健康なまち
- ・地域で子育てや介護を支えあう福祉のまち
- ・子どもが自然の中で自由に遊べる場所づくり
- ・食文化の継承と創造
- ・子どもから高齢者まで「スポーツあふれるまち」の構築

## 令和8年度 まちづくり委員会（本会）事業計画（案）

### 1 重点事項（各部事業含む）

- (1) 国道 151 号と国道 256 号の交差点改良事業の積極的な推進
- (2) (主) 伊那生田飯田線の道路改良計画等に関する調整
- (3) グリーンベルトの保全・松尾地区財産区有林の管理
- (4) 内水排除対策・防災対策の推進
- (5) 第3次松尾地区基本構想の推進
- (6) 鳩ヶ嶺八幡宮紅葉ライトアップ

### 2 活動計画

#### (1) 総会

##### ①令和8年度第1回総会（令和8年3月26日開催）

- ・令和8年度事業計画（案）及び当初予算(案)、まちづくり委員会役員改選ほか必要事項の審議

##### ②令和8年度第2回総会（令和9年5月上旬開催予定）

- ・令和8年度事業報告及び決算報告の承認、ほか必要事項の審議

#### (2) 企画会議

- ・原則として毎月7日に定例会を開催。事業計画の概要策定、予算方針の策定、まちづくり委員会の課題の把握と対策などについての協議

#### (3) 推進会議

- ・原則として毎月20日に開催。企画会議の協議を受け、各種事業の詳細計画の決定、予算執行の調整、まちづくり委員会の課題解決に向けた取り組み等についての協議

#### (4) 本会事業

##### ①飯田建設事務所等との懇談の実施

- ・国道 151 号と国道 256 号の交差点改良事業の積極的な推進のため関係機関と懇談を実施するとともに、(主) 伊那生田飯田線の道路改良計画と産業道路（市道 1-53 号線）の接続に関するための地元調整を行う。

##### ②やらまいか松尾まちづくり活動助成事業

- ・地区内各種団体の活動を支援。審査委員会を組織して審査し交付決定する。

##### ③第3次松尾地区基本構想の推進

- ・第3次松尾地区基本構想を推進する。
- ・第3次松尾地区基本構想の中間評価の結果をふまえて重点プログラムの取組を見直ししながら、第4次基本構想の策定に向けて継続的な取組を進める。

#### (5) その他事業

##### ①研修事業 1泊2日の予定、3か月程前に内容や日程について決定する。

##### ②飯田市まちづくり委員会連絡会への参加

##### ③近隣まちづくり委員会代表者会議への参加

##### ④その他各種団体事業への参画及び助成

## 令和8年度 地域振興部事業計画（案）

### 1 重点事項

- (1) 道路・水路等の改良補修の促進
- (2) 内水排除対策の推進
- (3) 空き家対策の推進（地域コミュニティ部との連携による実施）
- (4) 活力ある地域づくり

### 2 活動計画

- (1) 道路・水路等の改良補修の促進
  - ①各区の要望と松尾地区重点箇所について市・県等への要望（通学路安全対策含む。）
  - ②市担当部局との懇談会の開催
  - ③国道151号と256号交差点に起因する渋滞解消対策に重点的に取り組む。
  - ④主要地方道伊那生田飯田線の拡幅と市道思井川線の交差点改良
  - ⑤国道256号歩道改良及び安全対策の促進
  
- (2) 内水排除対策の推進
  - ①上流部での流量調節を含む河川流域の総合的な治水対策の推進
  - ②松尾地区内水排除緊急時対応計画の改訂
  - ③内水排除対策の推進
  
- (3) 空き家対策の推進  
地域コミュニティ部による空き家の実態調査を受け、防犯防災対策を行う。
  
- (4) 活力ある地域づくり
  - ①各区の課題等情報交換を行い、連携した地域づくりに取り組む。
  - ②あいさつ・みまもり運動への参画（地域コミュニティ部との連携による実施）
  - ③各部との連携の推進
  - ④産業団体（商工団体、農業団体）、まちづくり協力団体との懇談、情報交換
  
- (5) その他
  - ①自主防災組織の強化（自主防災会、地域コミュニティ部との連携）
  - ②将来を見据えた各区組織、各区役員のあり方検討
  - ③各区が主催する行事への参加
  - ④鳩ヶ嶺八幡宮の祭典への協力

## 令和8年度 地域コミュニティ部事業計画（案）

### 1 重点事項

- (1) 松尾地区自主防災会との連携
- (2) 組合未加入者の加入促進

### 2 活動計画

- (1) 松尾地区自主防災会
  - ・ 自主防災組織の強化
  - ・ 防災備品の共同購入の推進
  - ・ 支えあいマップの作成
  
- (2) 組合未加入者の加入促進
  - ・ 機会を捉えた加入推進活動の実施（加入促進強化月間を設定する）
  - ・ 自治活動組織加入促進コーディネーター事業等の活用
  - ・ 組合加入促進パンフレットの見直し
  
- (3) 区と連携したあいさつ・みまもり運動の実施
  - ・ 各区において実施してきているあいさつ・みまもり運動を継続
  - ・ 区内のあいさつ・みまもり運動に関する協力体制の調整。
  
- (4) その他
  - ・ 情報共有のための定期的な部会の開催（2か月に1回）、研修等の実施
  - ・ 空き家実態調査の協力

## 令和8年度 地域安全部事業計画（案）

### 1 重点事項

- (1) 交通安全の推進に関すること
- (2) 防犯活動に関すること

### 2 活動計画

- (1) 啓発事業
  - 1-1 交通安全運動の啓発
  - 1-2 地域安全運動の啓発
  - 1-3 交通安全教室への協力
  - 1-4 文化祭等イベントでの啓発
- (2) 支部活動
  - 2-1 安全講習会の開催(年2回)
  - 2-2 安全パトロールの実施(年2回)
  - 2-3 道路反射鏡清掃作業
- (3) 安全警備事業
  - 3-1 地区内行事での安全警備の協力
- (4) 研修事業
  - 4-1 ドライバー安全運転研修
  - 4-2 部員研修
- (5) 安全設備管理事業
  - 5-1 防犯灯
    - ・防犯灯の点検及び維持管理
    - ・防犯灯の設置・修繕・移設・撤去の実施
    - ・防犯灯の設置・修繕・移設・撤去の要望とりまとめ
  - 5-2 交通安全施設
    - ・交通安全施設の設置・修繕・移設・撤去の要望とりまとめ
    - ・交通規制の要望とりまとめ
- (6) 関連団体協力事業
  - 6-1 官公庁（市、消防、警察）
  - 6-2 飯伊交通安全協会
  - 6-3 飯伊交通安全協会 第2ブロック
  - 6-4 飯田市交通安全連絡会
  - 6-5 飯田地区防犯協会連合会
- (7) 松尾地区第3次基本構想実現に向けた事業
  - 7-1 交通事故のないまちを目指す
  - 7-2 犯罪のないまちを目指す
  - 7-3 防災意識を高め、住民一人ひとりが助け合えるまちを目指す

## 令和8年度 環境衛生部事業計画（案）

### 1 重点事項

- (1) ごみの分別と出し方の徹底、廃棄物の減量、リサイクルに関すること
- (2) 環境美化に関すること
- (3) 河川浄化に関すること
- (4) 公害防止に関すること

### 2 活動計画

- (1) ごみの分別と出し方の徹底、廃棄物の減量、リサイクルに関すること
  - ①ごみ集積所管理事業の実施
  - ②リサイクルステーション管理事業の実施
  - ③分別推進事業の実施
    - ・エコキャップ運動の実施
    - ・ごみ分別啓発事業の実施
  - ④指導者研修の実施
    - ・ごみ処理施設の視察研修
    - ・ごみの分別方法等に関する勉強会の実施
  - ⑤啓発活動の実施
    - ・環境衛生だよりの発行
- (2) 環境美化に関すること
  - ①春・秋のごみゼロ運動の日の実施
  - ②全市一斉水辺等美化活動の実施
- (3) 河川浄化に関すること
  - ①天竜川・毛賀沢川堤防美化活動の実施
  - ②天竜川環境美化活動の実施
- (4) 公害防止に関すること
  - ①井戸水（一般飲料水）水質検査の斡旋
  - ②不法投棄防止対策活動の実施
    - ・不法投棄の実態調査
    - ・不法投棄防止啓発横断幕の設置

# 令和8年度 健康福祉部事業計画（案）

## 1 重点事項

- (1) 松尾地区のまちづくり重点目標と福祉健康の基本理念にある、地域に住まう全ての住民が、安心して健やかな生活が出来る環境と優しさのある地域社会づくりを目指して、地域福祉及び地域住民の健康の増進を図る。
- (2) 地域における福祉健康活動を積極的に展開するため、研修会等の開催を通じて、資質の向上に取り組む。

## 2 活動計画

### 基本構想の推進

第3次松尾地区基本構想にある「健」の医療、健康、福祉、スポーツ、子育て分野、人と人がつながり心身ともに健康なあたたかいまちへの実現に向け各委員が活動する。

### (1) 社会福祉委員会

- ア 各地区における高齢者への支援活動として、ふれあいサロンや敬老福祉、ひとり暮らしの高齢者を対象とした事業を行う。
- イ 高齢者のための料理教室等を行う。
- ウ 在宅にて常に介護を担っている介護者の心身の疲れを癒し元気回復を図るために、在宅介護者ふれあい相談事業を行う。
- エ フレイル予防教室（通所型サービス B）の支援活動として、フレイル予防サポーター養成講座の実施や、養成講座修了者を対象に研修会を行う。
- オ 高齢者や身体障害者、病気等で移動困難な方々への支援活動として、移送サービス事業を行う。
- カ 松尾地区の社会福祉に寄与するため、社会福祉団体等への協力支援を行う。
- キ 赤い羽根共同募金事業への協力を行う。
- ク 委員の資質の向上に取り組むため、研修会を行う。

### (2) 保健推進委員会

- ア 推進員の知識の向上のため、研修会を行う。
- イ 推進員自らが学習したことを地域へ広げることを目的とし、各地区健康講座を行う。
- ウ 健康づくりの意識向上および実践を目指し、健康講演会を行う。
- エ がん健診受診率向上のため、まちづくり委員会の協力を得て取りまとめを行う。

## 令和8年度 青少年健全育成部 (案)

### 1 重点事項

◎心身ともにたくましく健やかで、人情豊かな青少年の育成

- (1) 子どもたちを健全に育てるための活動の場の提供
- (2) あいさつ運動の推進 (小学生を中心に)
- (3) 関係機関団体との連携・協力

### 2 活動計画

#### (1) 育成部全体

##### ①松尾少年スポーツクラブ等の育成および活動支援

- ・松尾小全校朝礼時スポーツクラブ等紹介 (4月9日予定)
- ・子どものためのスポーツトレーニング体験会、結団式 (4月11日予定)
- ・統一入会募集用紙の作成、運動会での活動PR行進
- ・松尾地区文化祭におけるスポーツクラブ活動展示

##### ②子どもの健全育成事業

- ・未定

#### (2) 行事委員会

##### ①育成部主催 文化的・体育的行事の実施

- ・松尾の川の水中生物をつかまえよう!
- ・出張科学実験①モデルロケット (6年生対象)
- ・出張科学実験②液体窒素と超伝導リニア (5年生対象)
- ・生け花を体験しよう!

##### ②松尾地区文化祭

- ・おもしろ科学教室

#### (3) 教養委員会

##### ①あいさつ運動の推進

- ・あいさつ標語の募集 入賞作品の選定と表彰及び発表 (10月～小学校全校児童)
- ・あいさつ標語の各集会所、自治振興センター、松尾小学校への掲示

#### (4) 広報委員会

##### ①「育成部便り」の発行

- ・55号発行 (10月)
- ・56号発行 (3月)

## 令和8年度 公民館事業計画（案）

### 1 重点事項

- (1) 住民交流の場である分館活動のサポート
- (2) 松尾の地域課題や生活課題を学ぶ「松尾セミナー」の充実
- (3) 松尾地区の文化・スポーツ・広報活動のさらなる振興
- (4) まちづくり委員会の中で公民館が果たす役割としての学習と実践
- (5) 各種団体との交流・連携・支援

### 2 活動計画

- (1) 住民交流の場である分館活動のサポート
  - ①地域いきいきセミナー（随時）
  - ②世代間交流事業「おやすづくり」（各分館にて実施）
  - ③分館役員対象ニュースポーツ体験会（5月10日）
  - ④分館交流ニュースポーツフェス（6月14日）
  - ⑤分館交流ニュースポーツ大会（1月24日）
  - ⑥分館役員交流会（随時）
- (2) 松尾の地域課題や生活課題を学ぶ「松尾地区学習会」の充実
  - ①松尾の地域課題の捉えと学び（随時）
  - ②地域に愛着を持つ人材の育成（随時）
- (3) 松尾地区の文化・スポーツ・広報活動のさらなる振興
  - ①松尾地区市民運動会（10月25日）
  - ②松尾地区文化祭（2月6日～7日）
  - ③親子映画観賞会（7月4日）
  - ④いいだ人形劇フェスタ 2026 松尾地区公演（7月30日～8月2日）
  - ⑤ぼちぼちさんぽ
  - ⑥松尾地区二十歳の集い（1月10日）
  - ⑦松尾地区還暦の会（11月7日）
  - ⑧館報「まつお新聞」の発行（年4回）
- (4) まちづくり委員会の中で公民館が果たす役割としての学習と実践
  - ①松尾サイエンススクール
  - ②男踊り教室（月2回）
  - ③松尾ランニングデイ（12月6日）
- (5) 各種団体との交流・連携・支援
  - ①松尾地区女性バレーボール連盟・松尾公民館夜間ソフトボール連盟への支援
  - ②松尾壮年会との連携
  - ③松尾史学会との連携
  - ④その他の団体との連携

## 令和8年度 松尾地区まちづくり委員会会計予算(案)

歳入

(単位:円)

科 目	本年度 予算	前年度 当初予算	比 較	説 明
01 会費	19,800,000	19,800,000	0	6,000円×3,300戸
02 補助交付金	22,296,626	21,625,726	670,900	
01 パワーアップ地域交付金	10,755,926	10,755,926	0	飯田市からの交付金
02 その他補助金等	11,540,700	10,869,800	670,900	
01 本会補助金等	2,973,000	1,953,000	1,020,000	飯田市20地区応援寄附交付金(ふるさと納税) 150,000 公民館駐車場市負担金 1,000,000 ほっ湯アップル配分金 1,020,000 松川入愛護会交付金 40,000 自治会活動保険料各区負担金 300,000 団体事務負担金 90,000 ライトアップ事業負担金 73,000 財産区交付金 300,000
02 地域振興部補助金等	3,440,000	3,440,000	0	文書配布業務交付金(800円×4,300世帯) 3,440,000
03 地域コミュニティ部補助金等	80,000	80,000	0	自治活動組織加入促進事業補助金 80,000
04 地域安全部補助金等	1,060,000	1,060,000	0	防犯灯維持管理事業委託料 890,000 交通災害共済事務報償金 170,000
05 環境衛生部補助金等	1,120,000	1,120,000	0	ごみ集積所管理事業委託料 540,000 リサイクルステーション管理事業委託料 308,000 水辺等美化活動運搬用自動車借上料 49,000 天竜川環境美化活動助成金 120,000 地域環境美化推進事業補助金 100,000 エコキャップ収益金 3,000
06 健康福祉部補助金等	1,297,700	1,646,800	△349,100	市社協住民支え合いマップ補助金 30,000 市社協ふれあいサロン補助金 116,000 市社協在宅介護者ふれあい相談事業補助金 30,000 市社協通所型サービスB事業補助金 260,000 市社協地域福祉活動推進 30,000 共同募金配分金 630,000 飯田市保健推進活動事業交付金 201,700
07 青少年健全育成部補助金等	270,000	270,000	0	地域貢献寄附金(再エネ事業) 200,000 愛のハガキ配分金 70,000
08 公民館補助金等	1,300,000	1,300,000	0	文化体育振興会 (運動会900,000円、文化祭400,000円) 1,300,000
03 繰入金	3,931,300	0	3,931,300	松尾地区まちづくり委員会緊急対策基金 1,381,300 防犯灯整備基金 1,950,000 森林整備活用基金 600,000
04 繰越金	5,094,000	5,850,000	△756,000	前年度繰越金(一般財源)
05 雑収入	27,274	27,274	0	松尾天竜グラウンド使用料 5,000 その他雑収入 22,274
合 計	51,149,200	47,303,000	3,846,200	

歳出

(単位:円)

科 目	本年度 予算	前年度 当初予算	比 較	説 明	
01 本会費	23,477,700	20,384,700	3,093,000		
財源内訳	会費	14,066,000	12,573,000	1,493,000	
	パワーアップ地域交付金	2,595,926	3,785,668	△1,189,742	報酬、元気の出る活動費等
	本会補助金等	2,973,000	1,953,000	1,020,000	
	繰入金	1,981,300	0	1,981,300	松尾地区まちづくり委員会緊急対策基金等
	繰越金	1,834,200	2,045,758	△211,558	
	雑収入	27,274	27,274	0	
01 総務費	12,714,000	12,751,000	△37,000		
01 報酬	3,024,000	3,061,000	△37,000	会長 1名 × 350,000円 350,000 副会長 2名 × 175,000円 350,000 公民館長 1名 × 40,000円 40,000 区長 11名 × 40,000円 440,000 区長 1名 × 20,000円 20,000 部長 4名 × 40,000円 160,000 部長 2名 × 20,000円 40,000 副部長 13名 × 15,000円 195,000 委員長 1名 × 15,000円 15,000 各部員(委員) 226名 × 3,000円 678,000 監事 2名 × 5,000円 10,000 組長 363名 × 2,000円 726,000	
02 手当	1,760,000	1,760,000	0	会議活動参加費用弁償 100,000 会議活動参加旅費・タクシー代等 100,000 経理事務手当(2名:1,000円×600時間) 1,200,000 文書配布手当(2名:30,000円×12月) 360,000	
03 報償費	40,000	40,000	0	管理人謝礼	
04 交際費	400,000	400,000	0	会議出席、祝儀等	
05 会議費	300,000	300,000	0	企画・推進会議 会議費ほか	
06 研修費	500,000	500,000	0	まちづくり委員会研修視察	
07 役務費	639,000	639,000	0	自治会活動保険料 567,000 松尾天竜グラウンド賠償責任保険 72,000	
08 消耗品費	250,000	250,000	0	事務用品、新聞、OA機器関連ほか	
09 印刷製本費	182,000	182,000	0	納付書、封筒、名刺 ほか	
10 通信運搬費	50,000	50,000	0	電話料、切手代	
11 使用料及び賃借料	1,821,000	1,821,000	0	公民館駐車場使用料 1,313,000 パソコン・コピー機 187,000 玄関マットほか 150,000 松尾天竜グラウンド光熱水費 171,000	
12 修繕費	147,000	147,000	0	施設修繕	
13 負担金	80,000	80,000	0	まちづくり委員会連絡会負担金ほか	
14 備品購入費	210,000	210,000	0	事務用備品 50,000 まちづくり委員会用PC購入 160,000	
15 手数料	280,000	280,000	0	納付書郵送料 240,000 振込み手数料ほか 30,000 松尾天竜グラウンド井戸水質検査料 10,000	
16 補助金及び交付金	160,000	160,000	0	松尾城址公園整備助成 80,000 ふるさと納税協力区交付金 80,000	
17 委託料	1,486,000	1,486,000	0	公民館・センター清掃業務委託	
18 施設整備費	400,000	400,000	0	庭木剪定・消毒	
19 管理助成費	150,000	150,000	0	松ぼっくり助成金	
20 償還金	830,000	830,000	0	竜西土地改良区賦課金	
21 その他支出金	5,000	5,000	0	印紙税ほか	
02 事業費	5,800,000	5,890,000	△90,000		
07 協力団体等活動助成費	4,950,000	4,950,000	0	文化体育振興会 950,000 自主防災会 800,000 消防団 3,200,000	
08 財産区管理費	580,000	580,000	0	小学校区有林学習会助成 30,000 森林管理資機材購入 120,000 区有林視察、森林管理作業ほか 350,000 松尾防火隊作業協力 80,000	

科 目		本年度 予算	前年度 当初予算	比 較	説 明
	09 活動費	270,000	360,000	△90,000	表彰式 30,000 招魂社例祭 90,000 忠魂碑慰霊祭 100,000 グリーンベルト保全活動 50,000
	03 元気の出る活動費	1,000,000	1,000,000	0	やらまいか松尾助成事業 500,000 鳩ヶ嶺八幡宮紅葉ライトアップ事業 500,000
	04 基本構想推進事業費	170,000	170,000	0	ホームページ維持管理費 170,000
		2,500,000	0	2,500,000	松尾まつり&ほっ湯マルシェ実施事業 2,500,000
		600,000	0	600,000	八幡山マレットゴルフ場撤収事業 600,000
		200,000	0	200,000	松尾小学校土俵じまい 200,000
	05 諸支出金	320,000	320,000	0	松尾地区まちづくり委員会緊急対策基金積立金
	90 予備費	173,700	253,700	△80,000	
02 地域振興部費		4,730,000	4,730,000	0	
財 源 内 訳	会費	900,000	900,000	0	
	パワーアップ地域交付金	300,000	300,000	0	元気の出る活動費等
	地域振興部補助金等	3,440,000	3,440,000	0	
	繰越金	90,000	90,000	0	
	01 総務費	240,000	240,000	0	
	05 会議費	200,000	200,000	0	部会、打ち合わせ会ほか
	08 消耗品費	40,000	40,000	0	事務用品ほか
	02 事業費	3,890,000	3,890,000	0	
	01 活動費	250,000	250,000	0	道路河川整備対策 150,000 治水・災害対策事業 100,000
	03 区活動費	3,440,000	3,440,000	0	文書配布業務交付金(800円×4,300世帯) 3,440,000
	04 まちづくり推進費	200,000	200,000	0	産業振興(商工会助成) 100,000 商工会、まちづくり協力団体懇談会 100,000
	03 元気の出る活動費	600,000	600,000	0	元気の出る区活動費(12区×50,000円) 600,000
	04 基本構想推進事業費	0	0	0	
03 地域コミュニティ部費		335,000	345,000	△10,000	
財 源 内 訳	会費	65,000	65,000	0	
	パワーアップ地域交付金	190,000	200,000	△10,000	自治活動組織加入促進事業など
	地域コミュニティ部補助金等	80,000	80,000	0	
	繰越金	0	0	0	
	01 総務費	85,000	135,000	△50,000	
	05 会議費	50,000	100,000	△50,000	部会、打ち合わせ会ほか
	08 消耗品費	25,000	25,000	0	事務用品ほか
	09 印刷製本費	10,000	10,000	0	会議資料ほか
	02 事業費	250,000	210,000	40,000	
	01 活動費	120,000	30,000	90,000	支えあいマップ
	02 研修費	0	100,000	△100,000	
	04 まちづくり推進費	130,000	80,000	50,000	自治活動組織加入促進事業補助金
	03 元気の出る活動費	0	0	0	
	04 基本構想推進事業費	0	0	0	

科 目	本年度 予算	前年度 当初予算	比 較	説 明
04 地域安全部費	4,100,000	3,200,000	900,000	
財源内訳				
会費	569,000	1,019,000	△450,000	
パワーアップ地域交付金	500,000	500,000	0	安全パトロール活動等
地域安全部補助金等	1,060,000	1,060,000	0	
繰入金	1,950,000	0	1,950,000	防犯灯整備基金
繰越金	21,000	621,000	△600,000	
01 総務費	1,049,000	1,149,000	△100,000	
02 手当	150,000	250,000	△100,000	交通警備、啓発活動等出労手当
05 会議費	300,000	300,000	0	部会、役員会
08 消耗品費	40,000	40,000	0	事務消耗品
12 修繕費	500,000	500,000	0	防犯灯修繕料(灯具修理、取替)、 防犯灯プレート ほか
13 負担金	59,000	59,000	0	第2ブロック会議負担金 55,000 飯伊交通安全協会負担金 4,000
02 事業費	3,001,000	2,001,000	1,000,000	
01 活動費	176,000	376,000	△200,000	啓発事業(季別運動・広報等) 102,000 対策事業(交通警備経費・活動費等) 74,000
02 研修費	100,000	100,000	0	諸研修 100,000
03 区活動費	775,000	775,000	0	道路反射鏡清掃作業活動費 180,000 各種講習会 120,000 交通災害共済事務報償金 180,000 安全パトロール活動費 240,000 防犯灯管理費 55,000
06 工事請負費	1,950,000	750,000	1,200,000	防犯灯新設、移設、撤去工事費
03 基本構想推進事業費	50,000	50,000	0	地区内パトロールの強化
04 諸支出金	0	0	0	防犯灯整備基金積立金
05 環境衛生部費	3,501,000	3,501,000	0	
財源内訳				
会費	800,000	800,000	0	
パワーアップ地域交付金	1,400,000	1,400,000	0	区活動費等
環境衛生部補助金等	1,120,000	1,120,000	0	
繰越金	181,000	181,000	0	
01 総務費	369,000	369,000	0	
02 手当	178,000	178,000	0	集積所等管理手当(部長、相談役を除く) 25名×7,000円 175,000 会議代理出席手当 3回×1,000円 3,000
05 会議費	140,000	140,000	0	役員会 30,000 部会 110,000
08 消耗品費	50,000	50,000	0	事務用品
15 手数料	1,000	1,000	0	道路占用許可申請等事務手数料
02 事業費	3,129,000	3,129,000	0	
01 活動費	550,000	550,000	0	車両借上料 300,000 ごみ処理料 20,000 不法投棄防止対策事業費 30,000 分別推進事業費 200,000
02 研修費	30,000	193,000	△163,000	組成調査 30,000
03 区活動費	1,886,000	1,886,000	0	支部活動費 1,000,000 ごみ集積所管理費 536,000 リサイクルステーション管理費 350,000
04 まちづくり推進費	663,000	500,000	163,000	天竜川・毛賀沢川堤防美化活動費 130,000 天竜川環境美化活動費 533,000
03 元気の出る活動費	3,000	3,000	0	エコキャップ運動収益金による環境美化事業

科 目	本年度 予算	前年度 当初予算	比 較	説 明	
06 健康福祉部費	4,506,700	4,624,300	△117,600		
財 源 内 訳	会費	1,200,000	1,200,000	0	
	パワーアップ地域交付金	670,000	670,000	0	移送サービス事業等
	健康福祉部補助金等	1,297,700	1,646,800	△349,100	
	繰越金	1,339,000	1,107,500	231,500	
01 総務費	233,430	236,000	△2,570		
04 交際費	11,000	11,000	0	祝儀	
05 会議費	200,000	200,000	0	社会福祉委員会 56,000 保健推進委員会 130,000 福祉だより打合せ 9,000 ボランティアの会支部長会 5,000	
08 消耗品費	10,000	10,000	0	事務用品	
10 通信運搬費	12,430	15,000	△2,570	郵送用切手代	
02 事業費	3,993,270	4,038,300	△45,030		
01 活動費	1,486,270	2,264,000	△777,730	高齢者料理教室 120,000 福祉だより発行 150,000 移送サービス事業 360,000 通所型サービスB事業 570,000 地域見守り活動 13,000 結婚相談会 15,000 婚活事業 80,000 保健推進事業 178,270	
02 研修費	72,000	109,300	△37,300	健康福祉部合同研修会 10,000 社会福祉委員会研修視察 40,000 保健推進委員会研修会 22,000	
03 区活動費	1,543,000	773,000	770,000	社会福祉委員会支部活動費 260,000 敬老福祉事業補助金 313,000 ふれあいサロン補助金 200,000 一人暮らし高齢者ふれあい昼食会 600,000 在宅介護者元気回復事業 170,000	
04 まちづくり推進費	892,000	892,000	0	民生児童委員活動費 120,000 結婚相談員会活動費 48,000 ボランティアの会活動費 60,000 ボランティア保険 35,000 団体活動費 39,000 団体活動交付金 170,000 市社協への負担金 420,000	
04 基本構想推進事業費	280,000	350,000	△70,000	乗り合いタクシー実証実験 30,000 引きこもり・8050問題緩和事業(民協合同事業) 250,000	

科 目	本年度 予算	前年度 当初予算	比 較	説 明
07 青少年健全育成部費	1,685,000	1,460,000	225,000	
財源内訳				
会費	450,000	450,000	0	
パワーアップ地域交付金	600,000	600,000	0	
公民館育成部補助金等	270,000	270,000	0	
繰越金	365,000	140,000	225,000	
01 総務費	365,000	280,000	85,000	
02 手当	0	0	0	
04 交際費	10,000	10,000	0	スポーツクラブ等にご祝儀ほか 10,000
05 会議費	100,000	100,000	0	正副支部長会・役員会 100,000
08 消耗品費	100,000	15,000	85,000	事務消耗品、チラシ用紙ほか 100,000
09 印刷製本費	155,000	155,000	0	育成部だより印刷代 155,000
10 通信運搬費	0	0	0	
14 備品購入費	0	0	0	
16 補助金及び交付金	0	0	0	
18 施設整備費	0	0	0	
02 事業費	1,005,000	965,000	40,000	
01 活動費	415,000	375,000	40,000	松尾の川の水の中生物をつかまえよう 15,000 スポーツトレーニング体験事業 10,000 文化祭おもしろ科学教室 35,000 あいさつ標語活用事業 140,000 子どもの健全育成事業 180,000 スポーツクラブ活動展示 5,000 生け花を体験してみよう 30,000
02 研修費	0	0	0	
03 区活動費	140,000	140,000	0	区活動費(育成部) 140,000
04 協力団体活動助成費	450,000	450,000	0	育成部スポーツクラブ等活動補助 450,000
03 元気の出る活動費	215,000	165,000	50,000	出張科学実験教室(液体窒素とリニア) 45,000 出張科学実験教室(モデルロケット) 170,000
04 基本構想推進事業費	100,000	50,000	50,000	長期休業中の子どもの居場所づくり 100,000

科 目	本年度 予算	前年度 当初予算	比 較	説 明
08 公民館費	8,813,800	9,058,000	△244,200	
財源内訳				
会費	1,750,000	1,750,000	0	
パワーアップ地域交付金	4,500,000	4,500,000	0	分館補助金等
公民館補助金等	1,300,000	1,300,000	0	
繰越金	1,263,800	1,508,000	△244,200	
01 総務費	2,401,800	2,511,000	△109,200	
02 手当	108,000	108,000	0	公民館本館委嘱委員手当
04 交際費	30,000	30,000	0	祝儀 <公民館> 30,000
05 会議費	600,000	600,000	0	打ち合わせ、会議費等 <公民館> 600,000
08 消耗品費	70,000	70,000	0	事務用品ほか <公民館> 70,000
09 印刷製本費	943,800	1,023,000	△79,200	まつお新聞等印刷代 <公民館> 943,800
10 通信運搬費	60,000	90,000	△30,000	
14 備品購入費	100,000	100,000	0	公民館備品
16 補助金及び交付金	390,000	390,000	0	緑ヶ丘中学校助成金 210,000 松尾小学校図書購入助成金 100,000 学校支援ボランティアほか 80,000
18 施設整備費	100,000	100,000	0	公民館施設整備 100,000
02 事業費	6,032,000	6,162,000	△130,000	
01 活動費	3,465,000	3,595,000	△130,000	やまびこマーチ 30,000 ニューススポーツ体験会 70,000 分館交流ニューススポーツフェス 60,000 分館交流ニューススポーツ大会 60,000 市民運動会 1,150,000 いいだ人形劇フェスタ 50,000 二十歳の集い 500,000 文化祭 620,000 踊ってみよう会 5,000 文化講演会 300,000 還暦の会 170,000 ぼちぼちさんぽ 100,000 松尾版高校生講座 100,000 学級・講座 50,000 Cブロック公民館事業 50,000 その他公民館活動 150,000
02 研修費	50,000	50,000	0	委員研修費 <公民館>
03 区活動費	2,377,000	2,377,000	0	分館補助金 <公民館> 2,317,000 郷土伝統芸能保存補助 <公民館> 60,000
04 協力団体活動助成費	140,000	140,000	0	壮年会活動補助 30,000 史学会活動補助 30,000 関係団体活動補助 30,000 図書館松尾分館補助 50,000
03 元気の出る活動費	360,000	360,000	0	コミュニティスクール事業 30,000 映画鑑賞会 200,000 松尾サイエンス 80,000 松尾セミナー 50,000 (本館・分館役員研修会、松尾地区学習会ほか)
04 基本構想推進事業費	20,000	25,000	△5,000	みなみ信州駅伝大会出場補助 (松尾ランニングデイ) 20,000
合 計	51,149,200	47,303,000	3,846,200	

歳入総額 51,149,200円 — 歳出総額 51,149,200円 = 0円

各基金の令和7年度末残高見込額及び令和8年度末残高見込額

基金名称	7年度末 残高見込額	8年度中の増減見込み		8年度末 残高見込額	説 明
		増 加	減 少		
松尾地区まちづくり委員会緊急対策 基金	60,860,219	34,351	1,381,300	59,513,270	定期口座・普通口座
防犯灯整備基金	3,856,240	4,086	1,950,000	1,910,326	定期口座
森林整備活用基金	1,697,637	2,810	600,000	1,100,447	普通口座
<b>基金合計</b>	<b>66,414,096</b>	<b>41,247</b>	<b>3,931,300</b>	<b>62,524,043</b>	

## 令和7・8年度松尾地域協議会委員の推薦（案）

松尾地区まちづくり委員会規約第33条第3項の規定により、議決を求めます。

通番	氏名	選出部等	区	備考
1	平澤 勇治	会長	明区	規約第33条第2項第1号該当
2	村松 敏孝	地域安全部長	八幡町区	規約第33条第2項第2号該当
3	小澤 康茂	健康福祉部長	常盤台区	規約第33条第2項第2号該当
4	伊藤 博隆	上溝区長	上溝区	規約第33条第2項第3号該当
5	北見 安弘	久井区長	久井区	規約第33条第2項第3号該当
6	牧野内 功	水城区長	水城区	規約第33条第2項第3号該当
7	代田 稔	新井区長	新井区	規約第33条第2項第3号該当
8	小木曾 茂	寺所区長	寺所区	規約第33条第2項第3号該当
9	齊藤 満士	明区長	明区	規約第33条第2項第3号該当
10	新井 高志	清水区長	清水区	規約第33条第2項第3号該当
11	木下 雅夫	城区長	城区	規約第33条第2項第3号該当
12	松田 昌二	八幡町区長	八幡町区	規約第33条第2項第3号該当
13	後藤 浩之	代田区長	代田区	規約第33条第2項第3号該当
14	塩澤 元広	毛賀区長	毛賀区	規約第33条第2項第3号該当
15	滝上 靖	常盤台区長	常盤台区	規約第33条第2項第3号該当
16	太田 眞富	地域安全部副部長	水城区	規約第33条第2項第4号該当
17	片桐 雅美	環境衛生部女性部長	常盤台区	規約第33条第2項第4号該当
18	熊谷 美和子	健康福祉部副部長	上溝区	規約第33条第2項第4号該当
19	平澤 みどり	公民館	城区	規約第33条第2項第4号該当
20	丸山 正敏	正副会長を務めた会員	久井区	規約第33条第2項第5号該当

【参考】松尾地区まちづくり委員会規約（抄）

第33条 本会は、飯田市地域自治区の設置等に関する条例第6条に定める松尾地域協議会の委員として、同条第2項第1号に定める者を推薦する。

2 前項の規定により本会から推薦する地域協議会委員は、次の各号により選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 別に定める申し合わせにより選出された部長 2名
- (3) 地域振興部の構成員である区長 12名
- (4) 別に定める申し合わせにより選出された女性構成員 4名
- (5) 本会の正副会長を務めた会員 1名

3 委員の推薦は、総会の議決によるものとする。

4 委員が、辞任又は選出団体の任期満了により委員でなくなったときは、後任の者が残任期間を務めるものとする。

## 令和8年度 松尾地区まちづくり委員会の活動に係る保険について

1. 保険種目 自治会活動保険

2. 保険期間 令和8年6月1日 16:00～令和9年6月1日 16:00

3. 賠償対象と賠償内容等

(1) 補償対象は、まちづくり委員会が**主催(企画・立案)**した活動によって生じた損害です。

①主催者には、まちづくり委員会、その構成団体、区、分館、支部等も含まれます。

②活動とは、行事や会議などですが、神社の祭典や市から委託された活動も含まれます。

(2) 補償内容は、下表のとおりです。

補償対象		金額	説明
賠償責任 (対人・対物共通)		3,000万円 (上限) 免責金額 0円	活動中に偶然の事故により第三者に損害を与えた場合 (例) 見物人や通行中の者にケガをさせてしまった。 建物やレンタル物品を損壊させてしまった。 草刈り中に草刈機で、ケガをさせてしまった。
論 理	死亡・後遺障害	300万円	活動中の <b>松尾地区の住民</b> が偶然の事故により傷害を受けた場合 (例) 運動会で転んでケガをしてしまった。
	入院(1日につき)	3,000円	
	通院(1日につき)	2,000円	
費用損害		50万円 (上限)	主催者が損害を受けた場合 (例) 雨による行事等の中止で、 <b>キャンセル料などが必要</b> になった。
傷害見舞費用		5,000円 ～10万円	<b>松尾地区の住民以外の人</b> が、行事等に参加中にケガをした場合
その き	1. 他の保険との併用は可能です。但し、治療費用は、医療保険で対応することになります。 2. 賠償を受けようとする場合、必ず「事故報告書」(松尾自治振興センターに常備)が必要になります。 3. 示談交渉は、代理店(保険会社)が代行しませんが、必ず相談しながら行ってください。		

4. 手続は裏面をご覧ください。

5. 保険料負担 各区 25,000円を負担いただきます。

6. 代理店等 (株) 東京海上日動パートナーズ EAST

事故が発生したら速やかに自治振興センターへ連絡してください。

# 事故発生

## 主催者が行うこと

1. 事故発生の日時・場所・状況等
2. 損害の内容
3. 被保険者(賠償を受ける人)  
・住所、氏名、連絡先等
4. 主催者(責任者・連絡先など)

1. 必要な応急措置の実施
2. 保険使用の了解を取る。  
(治療費は健康保険で対応を依頼)
3. その他あるいは事後の  
必要な対応

被保険者

連絡・相談等

### < 自治振興センター >

1. 保険会社(代理店)へ連絡
2. 事故証明書の発行(保険会社あて・まちづくり委員会代表者名)

連絡・支払い等

### < 保険会社(代理店) >

1. 主催者および被保険者に対する状況等の確認
2. 主催者に対する被保険者との示談交渉についての指導等
3. 保険適用(賠償可否)の判断とその結果の連絡
4. 被保険者に対する保険支払い手続きの実施
5. 支払い(被保険者の指定した預金口座へ)

# 松尾地区まちづくり委員会規約

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、松尾地区まちづくり委員会（以下「本会」という。）と称し、事務所を飯田市松尾城 4012 番地 1 松尾自治振興センターに置く。

(目的)

第2条 本会は、松尾地区の自治の伝統を大切にしながら、住民が自主自立の精神に基づき、行政はじめ諸団体等と協働し地域課題に対処するとともに、地域の共益共同的事業の実施を通じて、良好な地域社会の維持及び向上発展を図ることを目的とする。

2 本会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 松尾地区内の自治活動の企画調整に関すること。
- (2) 松尾地区内の共益共同的事業を担う関係団体の連絡調整に関すること。
- (3) 飯田市から松尾地区に交付される交付金の使途に関すること。
- (4) 飯田市松尾地域自治区の地域協議会への参加に関すること。
- (5) その他松尾地区内の自治活動の振興に関すること。

(組織)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、「総会」、「企画会議」、「推進会議」及び次の各部を置く。

- (1) 地域振興部
- (2) 地域コミュニティ部
- (3) 地域安全部
- (4) 環境衛生部
- (5) 健康福祉部
- (6) 青少年健全育成部
- (7) 公民館

2 地域振興部に区長会を置く。

(区域)

第4条 本会の区域は、飯田市松尾地域自治区の区域とする。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、原則として前条に定める区域に居住する者とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、会費を減免することができる。

## 第3章 役員等

(役員を選任)

第7条 本会に、会長1名、副会長2名（1名は会計を兼務する。）、基本構想推進担当参事1名、公民館長1名、部長6名及び監事2名を置く。

- 2 会長は、会員の中から総会において選任する。
- 3 副会長は、会員の中から会長が指名し、総会において選任する。
- 4 基本構想推進担当参事は、会員の中から会長が指名し、総会において選任する。

- 5 公民館長は、社会教育法第 28 条に定める教育委員長が任命した松尾公民館長をもって当てる。
- 6 部長は、それぞれの部の構成員の中から部会において選任し、総会において承認を受ける。
- 7 監事は、会長が総会の同意を得て選任する。

(役員職務)

第 8 条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、本会の経理を行う。
- 4 基本構想推進担当参事は、松尾地区基本構想の推進を統轄する。
- 5 部長は、部を代表し、部の会務を統轄する。
- 6 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(相談役等)

第 10 条 本会に相談役等を置くことができる。

- 2 相談役等は、総会の同意を経て会長が委嘱する。
- 3 相談役等は、必要に応じて会議に出席し意見を述べることができる。

(役員解任)

第 11 条 本会規約に違反又は本会の体面を汚す行為のあった役員は、総会の 3 分の 2 以上の同意により解任することができる。

## 第 4 章 会議

(会議)

第 12 条 本会の会議は、総会、企画会議、推進会議、部会とする。

(総会)

第 13 条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 2 総会は、役員、特別推進委員、松尾地域協議会委員のほか、別表に定める基準により各部から選出される代議員をもって構成する。

(総会任務)

第 14 条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画案、会計予算案に関する事。
- (2) 事業報告、会計決算に関する事。
- (3) 規約の改定に関する事。
- (4) 役員選出、相談役委嘱等に関する事。
- (5) その他会の重要事項に関する事。

(総会開催)

第 15 条 総会は、会長が招集する。

- 2 定期総会は年 2 回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 代議員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

5 総会は、代議員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、止むを得ないときは、委任状をもって出席に代えることができる。

6 総会の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(企画会議)

第16条 企画会議は、正副会長、基本構想推進担当参事、公民館長及び地域振興部長で構成する。

2 企画会議の正副会長は、まちづくり委員会の正副会長が兼務する。

(企画会議の任務)

第17条 企画会議は、次の事項を協議する。

(1) まちづくり委員会の事業計画の概要策定に関すること。

(2) 予算方針の策定に関すること。

(3) まちづくり委員会の課題の把握と解決に向けた施策の検討に関すること。

(企画会議の開催)

第18条 企画会議は、定例会とし、毎月7日(以下この項において「定例日」という。)に開催する。ただし、定例日が休日等の場合には、当該休日等の前後に開催することができる。

2 企画会議は会長が招集し、議長は、副会長が務める。

3 企画会議は、第19条に定める推進会議の開催前に開催するものとする。

4 企画会議に、部長及び第22条に定める特別推進委員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(推進会議)

第19条 推進会議は正副会長、基本構想推進担当参事、公民館長、部長、区長、松尾地区財産区管理委員長及び相談役で構成する。

2 推進会議の正副会長は、まちづくり委員会の正副会長が兼務する。

(推進会議の任務)

第20条 推進会議は、次の事項を協議する。

(1) 企画会議の指示に基づく事業計画の実施に関すること。

(2) 予算執行の調整に関すること。

(3) まちづくり委員会の課題解決に向けた取り組みの実施に関すること。

(4) まちづくり委員会と区及び地区民との連携に関すること。

(推進会議の開催)

第21条 推進会議は、定例会とし、毎月20日(以下「定例日」という。)に開催する。ただし、定例日が休日等の場合には、当該休日等の前後に開催することができる。

2 推進会議は会長が招集し、議長は、副会長が務める。

3 推進会議に、第22条に定める特別推進委員及び第23条に定める協力団体の出席を求め、意見を聞くことができる。

(特別推進委員)

第22条 本会に、特別推進委員を置く。

2 特別推進委員は、飯田市消防団松尾分団分団長、飯田市赤十字奉仕団松尾分団分団長、松尾地区民生児童委員協議会会長、松尾小学校PTA会長及び緑ヶ丘中学校PTA松尾地区代表者とする。

3 特別推進委員は、総会のほか、必要により企画会議及び推進会議に出席して、意見を述べるができる。

(協力団体)

第23条 本会は、松尾地区内でまちづくり活動に積極的に取り組む団体等を、本会の協力団体として指定することができる。

2 協力団体は、総会の同意を経て、会長が指定する。

3 協力団体は、会長の要請により、推進会議に出席し、意見を述べることができる。

(特別委員会)

第24条 本会は、地域の重要課題など特定の事項について専門的・集中的に検討を行うために、総会の議決により特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会を設置する場合には、その運営等について別に定めなければならない。

## 第5章 部会

(部の任務)

第25条 部は、第2条の目的を達成するため、総会の決定に従って別表の所管活動を実施する。

2 部は、企画会議、推進会議、関係する部及び特別推進委員と連携、協力し、事業の計画立案及び実施に当たるものとする。

3 区長会は、前項によるほか、区長に係る事項を処理する。

(部の構成員及び役員)

第26条 部の構成員及び役員に関することは、部の細則により定める。

2 部員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(部の運営)

第27条 部の運営に関することは、部の細則により定める。

## 第6章 会計

(会計)

第28条 本会は、会費、交付金、繰越金その他の収入をもって運営する。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計の処理)

第30条 本会の会計は、総会の議決を得て、会長の責任によって処理する。

2 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入及び支出することができるものとする。

3 当該年度の途中において予算の補正、流用又は予備費の充用が必要になったときは、会長が専決処理し、推進会議の承認を得て、次期総会に報告し議決を得ることができるものとする。

(飯田市からの交付金の扱い)

第31条 本会に交付される飯田市からの交付金は、総会の議決を得て、次の各号により配分するものとする。

(1) 部の事業活動のための資金

(2) 松尾地区の地域振興のための資金

(3) 本会の運営及び活動のための資金

(会計監査)

第32条 会計監査は、毎会計年度終了後1ヶ月以内に行い、総会に報告する。

## 第7章 地域協議会委員の推薦

(委員の推薦)

第33条 本会は、飯田市地域自治区の設置等に関する条例第6条に定める松尾地域協議会の委員として、同条第2項第1号に定める者を推薦する。

2 前項の規定により本会から推薦する地域協議会委員は、次の各号により選出する。

(1) 会長 1名

(2) 別に定める申し合わせにより選出された部長 2名

(3) 地域振興部の構成員である区長 12名

(4) 別に定める申し合わせにより選出された女性構成員 4名

(5) 本会の正副会長を務めた会員 1名

3 委員の推薦は、総会の議決によるものとする。

4 委員が、辞任又は選出団体の任期満了により委員でなくなったときは、後任の者が残任期間を務めるものとする。

## 第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第34条 本会の事務所には、規約、役員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第35条 会長は、規約の施行に当たって必要がある場合には、細則を定めることができる。

2 細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

(規約の改廃)

第36条 規約の改廃については、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(表彰)

第37条 本会の目的達成に功労があった個人又は団体に対して、別に定めるところにより表彰することができる。

(報酬等)

第38条 会員の報酬、費用弁償、旅費は、別に定める規定により支給するものとする。

(慶弔)

第39条 会員の慶弔については、別に定める規定により支出するものとする。

## 附則

(施行日)

1 この規約は、平成19年3月17日から施行する。但し、会計年度は平成19年4月1日より始める。

2 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

3 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

4 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

5 この規約は、平成25年5月13日から施行する。

6 この規約は、平成27年3月13日から施行する。

7 この規約は、平成29年3月14日から施行する。

8 この規約は、平成29年5月11日から施行する。

9 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

10 この規約は、令和3年3月11日から施行する。

11 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

12 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

13 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

14 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第13条及び第25条関係）

部会名	部会の所管活動	構成団体及び代議員の選出基準	構成人数
地域振興部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路河川等基盤整備</li> <li>・治水対策等</li> <li>・土地利用</li> <li>・地域コミュニティの振興</li> <li>・産業振興</li> <li>・地域協力団体との連携 など</li> </ul>	区長会 代議員（12） 区長	12人
地域コミュニティ部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松尾地区自主防災会</li> <li>・組合加入の促進 など</li> </ul>	地域コミュニティ部 代議員（2） 部長・副部長	12人
地域安全部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全推進啓発活動</li> <li>・防災、防火、防犯活動</li> <li>・交通安全施設の設置要望及び管理</li> <li>・子供の安全を守る活動 など</li> </ul>	地域安全部 代議員（4） 部長・副部長	24人以内
環境衛生部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全・環境美化活動・公害対策</li> <li>・ごみの削減・資源リサイクル活動</li> <li>・河川清掃・ごみの分別集積所管理 など</li> </ul>	環境衛生部 代議員（3） 部長・副部長・女性部長	28人以内
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・身障者等支援活動</li> <li>・母子福祉等支援活動</li> <li>・戦没者遺族支援活動</li> <li>・保健福祉・健康増進活動</li> <li>・地域福祉推進活動</li> <li>・結婚相談活動 など</li> </ul>	社会福祉委員会 代議員（3） 委員長・副委員長 保健推進委員会 代議員（3） 会長・副会長	12人以内 36人以内
青少年健全育成部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年健全育成活動</li> <li>・補導活動</li> <li>・子育て支援事業 など</li> </ul>	青少年健全育成部 代議員（4） 部長・副部長	25人
公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習活動</li> <li>・地区公民館活動</li> <li>・分館活動推進 など</li> </ul>	松尾公民館 代議員（7） 館長・分館長正副会長・ 委員長	106人以内
財産区管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産区の管理</li> <li>・グリーンベルトの保全 など</li> </ul>	財産区管理委員会 代議員（1） 委員長	2名以上

## 松尾地区まちづくり委員会会計規定

(目的)

第1条 本規定は、松尾地区まちづくり委員会規約（以下「規約」という。）第6条、第28条から第32条、第38条及び第39条の規定に基づき、会計の処理並びに報酬等及び慶弔費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 規約第6条及び第28条に定める会費は、総会において決定する。

2 会費は、毎年度前期（5月請求及び納付）及び後期（10月請求及び納付）の2回に分けて徴収するものとする。

3 規約第6条、但し書きに定める会費の減免については、その都度、まちづくり推進会議で協議し、決定する。

(交付金)

第3条 規約第28条に定める交付金は、飯田市パワーアップ地域交付金（以下「パワーアップ交付金」という。）とその他の交付金とする。

2 前項の交付金は、いずれもまちづくり委員会会計に収入として計上するものとする。

3 パワーアップ交付金は次の各号に配分する。

(1) 部の事業活動ための資金（以下「1号資金」という。）

(2) 松尾地区全体の地域振興のための資金（以下「2号資金」という。）

(3) 本会の運営及び活動のための資金（以下「3号資金」という。）

4 1号資金は、地域自治組織導入前の各部の補助金相当額を基準として、毎年度、企画会議（予算調整会議）において配分し、総会において決定する。

5 松尾地区全体の地域振興のための資金は、毎年度必要額を総会において確保し、各部会の提案により実施事業を審査・決定するものとする。

6 その他の交付金は、まちづくり委員会会計に収入として計上し、交付の目的に従って担当部へ予算配分するものとする。

(会計の処理)

第4条 会長は、会計事務を専門に行う職員をまちづくり委員会で雇用し、担当させることができる。

2 雇用に伴う賃金については、パワーアップ交付金の3号資金で予算措置をするものとする。

(監事)

第5条 監事は、会員の中から会長が総会に諮って選任し、委嘱する。

2 監事の業務は、会計監査及び業務監査とする。

3 監査は、会計年度終了後1ヶ月以内に行うものとする。

(執行未済額の処理)

第6条 部の決算において執行未済額がある場合には、会計年度末日においてまちづくり委員会本会会計へ繰り入れるものとする。

(区への配分金)

第7条 まちづくり委員会から区へ活動資金等を配分する時は、区の本会計に配分するものとする。

(基金)

第8条 まちづくり委員会が管理する基金は、別表1による。

(交際費)

第9条 松尾地区まちづくり委員会の活動を円滑に行うために、次の各号のいずれかに該当する場合には、交際費を支出することができる。

- (1) 構成員の慶弔が発生した場合。ただし、支出の基準は本規定第9条による。
- (2) 構成員が、地区内外の公的団体の行事、総会等へ出席する場合
- (3) その他、まちづくり活動に必要な場合で、会長が適当と認めた場合

2 交際費の金額等については、その都度、会長が定める。

(報酬等)

第10条 規約第38条に定める報酬等については、以下の区分により支給するものとし、支給の額及び基準は別表2及び別表3による。

- (1) 報酬(委員及び役員就任に伴う手当て) 別表2
- (2) 費用弁償(会議等への出張手当て) 別表3
- (3) 旅費(出張に伴う交通費相当額) 別表3

2 費用弁償及び旅費は、出張等報告書の提出により支給するものとし、提出がない場合は支給を辞退したもとする。

3 費用弁償及び旅費に関して、部会等で経費を負担している場合には、個人負担の有無に関わらず、手当ては支給しないもとする。

(慶弔)

第11条 規約第39条に定める慶弔については、別表4による。

2 慶弔の支給対象は代議員とする。

3 別表4によりがたい慶弔が発生した場合には、正副会長の協議による。

(委任)

第12条 この規定の施行にあたって必要がある場合には、部の細則に定めることができる。

附則

- 1 この規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成27年4月20日から施行する。
- 3 この規定は、令和3年3月11日から施行する。
- 4 この規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 5 この規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (基金)

名 称	松尾地区まちづくり委員会緊急対策基金
	松尾地区道路整備対策基金
	防犯灯整備基金
	松ぼっくりビオトープ整備基金
	災害時福祉活動対策基金
	森林整備活用基金

別表2 (報酬)

役 職	年 額	摘 要
委員会会長	350,000円	松尾地区まちづくり委員会の会長の職にある者
委員会副会長	175,000円	松尾地区まちづくり委員会の副会長の職にある者
区 長	40,000円	区長の職にある者
部 長	40,000円	部長の職にある者
副部長	15,000円	部の副部長の職にある者
委員長	15,000円	部を構成する委員会の委員長の職にある者
部 員	3,000円	まちづくり委員会に置かれる部の構成員
監 事	5,000円	松尾地区まちづくり委員会の監事の職にある者

(備考) 委員会会長、委員会副会長、区長、部長、副部長（地域振興部は除く）の区分で、二つ以上の役職を兼ねる場合には、上位の報酬の満額と下位の報酬の半額を支給とする。また、三つ以上の役職を兼ねる場合には、上位の報酬の満額と中位の報酬の半額を支給とする。なお、部員とその他の役職を兼ねている場合は部員の報酬を満額支給する。

別表3 (費用弁償及び旅費)

区 分		金 額	摘 要
費用弁償対象職務従事場所	松尾地区外	1,000円	
	飯田市外	2,000円	
	その他	実 費	会長が認める額
旅費 (使用交通機関別)	公共交通機関	実 費	
	自家用車 (市内)	500円	
	自家用車 (市外)	1,000円	
	その他	実 費	会長が認める額

(備考) 部会等で経費を負担している場合には、個人負担の有無に関わらず、手当ては支給しない。

別表4（慶弔）

種 別	対 象	金 額	摘 要
結 婚	本 人	10,000円	
病気見舞	本 人	5,000円	7日以上入院をした場合
罹災見舞	本 人	時 価	被災の程度により都度会長が定める
死 亡	本 人	10,000円	生花1基（松尾地区まちづくり委員会一同）

- （備考） 1 上記以外の慶弔が発生した場合は、正副会長の協議による。  
 2 慶弔の対象者は代議員とする。

# 松尾地区まちづくり委員会表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、松尾地区まちづくり委員会規約（以下「規約」という。）第37条の規定に基づき、松尾地区まちづくり委員会が行う表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類及び基準)

第2条 まちづくり委員会が行う表彰は、次の各号に掲げるものとし、その対象者及び方法は当該各号に規定するところによるものとする。

(1) 感謝状による表彰 次のいずれかに該当する者について、松尾地区の発展に著しい功績があったものとして、感謝状を贈り表彰する。

ア 別表1に掲げる役職にあった者

イ 別表2に掲げる役員を通算して6年以上勤めた者

(2) 表彰状による表彰 次のいずれかに該当する個人又は団体について、松尾地区に顕著な功績を上げたものとして、表彰状を贈り表彰する

ア 松尾地区のまちづくりの推進に功績のあったもの。

イ 松尾地区の産業の発展に功績のあったもの

ウ 松尾地区の教育振興に功績のあったもの

エ 松尾地区の安心安全な暮らしづくりに功績のあったもの。

オ 松尾地区の福祉・健康の増進に功績のあったもの。

カ 松尾地区の文化振興に功績のあったもの。

キ 松尾地区のスポーツ振興に功績のあったもの。

ク その他特に松尾地区に対して功績のあったもの。

2 表彰は、前項に規定する感謝状又は表彰状を贈るほか、金品を併せて贈ることができる。

3 表彰は、同一条件では重複しないものとする。

4 表彰要件が継続している場合には退職時に、また、要件に間がある場合にはその都度表彰する。

5 第1項各号の基準を満たしていても、以下の事項に該当するものは、表彰対象者から除外するものとする。

(1) 罰金以上の刑に処せられ、いまだその執行が終了していないもの

(2) 破産者で、復権を得ないもの。

(3) 本会の規約に違反し、本会及び松尾地区民に損害を与え、あるいは、本会の信用又は体面を著しく失墜させる行為をした場合

(追影)

第3条 表彰は、故人に対しても行うことができる。

(表彰者の選考)

第4条 表彰者は、区長の推薦により、まちづくり推進会議の意見を聞いて、会長が決定する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、原則として前年度までの該当者を対象として、毎年5月に行うものとする。

2 表彰の実施に当たっては、本会が担任するものとする。

(その他)

第6条 この規定に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

1 この規定は、平成23年4月1日より施行する。ただし、平成23年度及び平成24年度の表彰は、松尾地区自治会表彰規則及び同施行規則との併用により実施するものとする。

- 2 この規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 3 この規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 この規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 5 この規定は、令和8年4月1日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は令和7年4月1日から、改正後の別表2の規定は令和6年4月1日から適用する。

この規定の施行前に青少年健全育成会長であった者が引き続き青少年健全育成部長として在職した場合における通算期間は、当該者が青少年健全育成会長に就任した時点からの通算期間とする。

別表1（第2条第1項第1号ア関係）

役 職	期 間
まちづくり委員会の長	2年以上
まちづくり委員会の副会長	
公民館長	
区長	
松川入財産区議員	1期以上
飯田市議会議員	
飯田市農業委員	
農地利用最適化推進委員	

別表2（第2条第1項第1号イ関係）

役 職	期 間
区選出委員	6年以上 ※左欄に掲げる役職を通算して6年以上歴任したものを対象とする。
民生児童委員	
主任児童委員	
保護司	
人権擁護委員	
公民館分館長	
環境衛生部長及び同支部長以上	
飯田市消防団第5分団長及び責任班長以上	
地域安全部長及び同支部長以上	
青少年健全育成部長及び同支部長以上	
日赤奉仕団分団長及び班長以上	
健康福祉部長	
社会福祉委員長及び支部長以上	
保健推進員会長及び支部長以上	
松尾法人会長	

（備考）

- 1 期間は、職に就き、又は職を失い、若しくは退いた日の属する月についても1月として計算し、1年に満たない期間については、6月以上をもって1年とする。

## まちづくり委員会から推薦する地域協議会委員に関する内規

1. まちづくり委員会規約第 33 条第 2 項に規定される委員の推薦については、以下のとおりとする。
  - (1) 会長 1 名
  - (2) 別に定める申し合わせにより選出された部長 2 名
  - (3) 地域振興部の構成員である区長 12 名
  - (4) 別に定める申し合わせにより選出された女性構成員 4 名
  - (5) 本会の正副会長を務めた会員 1 名
  
2. 第 2 号に定める部長は以下の基準で選出するものとする。
  - ・地域コミュニティ部、地域安全部、青少年健全育成部 1 名
  - ・環境衛生部、健康福祉部、公民館 1 名
  
3. 第 4 号に定める女性構成員は以下の基準で選出するものとする。
  - ・地域安全部 1 名
  - ・環境衛生部 1 名
  - ・健康福祉部 1 名
  - ・公民館 1 名
  
4. 第 2 号に関して各部の選出ローテーションを次のとおりとする。

第 2 号（部長）	平成 29・30 年度	総務部、環境衛生部
	令和 1・2 年度	生活安全部、健康福祉部
	令和 3・4 年度	交通安全部、公民館育成部
	令和 5・6 年度	総務部、環境衛生部
	令和 7・8 年度	地域安全部、健康福祉部
	令和 9・10 年度	青少年健全育成部、公民館
  
5. 任期は基本的には 2 年となるが、選出母体の事情等により交替するときは、当該部の後任者が残任期間を務めるものとする。

### 附則

- 1 この内規は、平成 29 年 2 月 20 日より施行する。
- 2 この内規は、令和 5 年 3 月 10 日より施行する。
- 3 この内規は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この内規は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 この内規は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

令和8年度 松尾地区まちづくり委員会総会 代議員名簿

所属	役職	氏名	所属	役職	氏名
松尾地区まちづくり委員会	会長	平澤 勇治	青少年健全育成部	部長	山崎 嘉英
	副会長(基本構想推進担当参事)	恩田 嘉博		副部長(広報委員長)	葛岡 ひさ子
	副会長	松田 昌二		副部長(教養委員長)	後藤 光利
	部長(明区長)	齊藤 満士		副部長(行事委員長)	木下 広明
	副部長(清水区長)	新井 高志		公民館長	鎌倉 豊
	上溝区長	伊藤 博隆		分館長会長	丸山 賀弘
	久井区長	北見 安弘		分館長会副会長	小川 成實
	水城区長	牧野内 功		総務企画委員長	伊藤 俊光
	新井区長	代田 稔		広報委員長	棚田 博士
	寺所区長	小木曾 茂		文化委員長	森本 浩之
地域振興部	城区長	木下 雅夫	スポーツ委員長	田中 優喜	
	八幡町区長	松田 昌二	スポーツ委員	平澤 みどり	
	代田区長	後藤 浩之	委員長	中川 久雄	
	毛賀区長	塩澤 元広	会長	丸山 正敏	
	常盤台区長	滝上 靖	分団長	酒井 翔太	
	部長	代田 孝一	分団長	原 智保美	
	副部長	齊藤 直子	会長	西田 克美	
	部長	村松 敏孝	会長	証 洋二郎	
	副部長	滝沢 義孝	副会長	井深 祐美	
	副部長	木下 道文	監事	平栗 信吾	
地域安全部	副部長	太田 眞富	監事	久保田 賢	
	部長	臼井 秀明	相談役	関島 ゆり	
	副部長	下平 明	相談役	長谷部 春生	
	女性部長	片桐 雅美	相談役	大平 雲龍	
環境衛生部	社会福祉委員会 委員長	小澤 康茂	松尾小PTA推薦委員	土屋 未来	
	社会福祉委員会 副委員長	杉山 福男	松尾壮年会推薦委員	小野寺 啓介	
	社会福祉委員会 副委員長	熊谷 美和子	飯田商工会議所松尾支部推薦委員	井上 悦孝	
	保健推進委員会 会長	代田 幸子			
健康福祉部 部長	保健推進委員会 副会長	中島 みゆき			
	保健推進委員会 副会長	平栗 英子			